

共通義務確認訴訟に関し公正な裁判を求める要請書

1、御庁に係属している令和3年（ネ受）第1147号共通義務確認請求上告受理申立事件に関し、以下のとおり要請致します。

2、本件は、虚偽または著しく誇大な説明による勧誘により情報商材を購入した多数の消費者を救済するため、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「特例法」といいます。）に基づき、虚偽または著しく誇大な説明による勧誘により商品を販売した会社と販売に携わった個人事業者を被告として、損害賠償請求の共通義務確認訴訟を提起した事案とのことです。

ところが、これについて、原判決は、過失相殺及び因果関係の有無の判断が必要であることを理由に上記共通義務確認訴訟は支配性がないとして本件の訴を却下したことが報告されています。

3、本件のような不当勧誘による消費者被害事案で、しかも個々の被害額が5万～50万円である場合、被害消費者自身が被害回復に立ち上がることは期待しがたく、事業者のいわゆるやり得を許すことになって、悪質商法の横行を招いている状況の中、私ども特定適格消費者団体及び適格消費者団体（それを目指す団体を含む）は、ようやく成立に至った特例法による集団的な消費者被害回

復に大いに期待しているところです。

しかるに、原審は、さしたる審理もないまま、過失相殺相当の事案で個別性が強い、事業者が因果関係を争っており個別に審理する必要があるとの理由で、訴を却下したとのこと。原判決の判示に従うなら、過失相殺相当と認定されたり、因果関係を争われれば、共通義務確認訴訟が却下されてしまうおそれがあります。例え個別性があっても審理上の工夫で十分判断は可能と思われれます

原判決の判断が是認されれば、折角司法から見放されていた被害消費者を救済すべく立法に至った特例法による救済の途は大幅に狭められる結果となります。

4、つきましては、最高裁判所におかれましては、頭書事件につき、特例法の立法趣旨を踏まえて、消費者被害救済の途を閉ざすことのないよう賢明なるご判断を要請するものです。

2022年（令和4年）4月28日

住 所 栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

団体名 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク

上記代表者 山口 益 弘



最高裁判所 御中

要請書提出団体一覧表

特定適格消費者団体（全国に申立人を含め4団体）

- 特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道
- 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
- 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

適格消費者団体（特定適格消費者団体を除き全国に18団体）

- 特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
- 特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
- 特定非営利活動法人 消費者支援群馬ひまわりの会
- 特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば
- 公益社団法人 全国消費生活相談員協会
- 特定非営利活動法人 消費者支援かながわ
- 特定非営利活動法人 消費生活ネットワーク新潟
- 特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ
- 特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク東海
- 特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
- 認定NPO法人 ひょうご消費者ネット
- 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま
- 特定非営利活動法人 消費者ネット広島
- 特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット
- 特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡
- 特定非営利活動法人 佐賀消費者フォーラム
- NPO法人 消費者支援ネットくまもと
- 特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク

適格消費者団体を目指す団体

- 特定非営利活動法人 なら消費者ねっと